

令和4年度社会福祉法人の指導監査（結果）について

柳川市は、令和4年度に所轄の社会福祉法人20法人のうち7法人に対し指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、下記の点が見受けられましたので、今後の法人運営の参考としてください。

【指導監査実施状況】

文書指摘 法人数	文書指摘 件数	(文書指摘内訳)	口頭指摘 件数	助言件数
7法人	20件	法人運営 10件 事業 1件 管理 9件	1件	0件

※文書指摘 指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

※口頭指摘 指摘基準に該当するものであっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

※助言 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

【主な文書指摘事項】

I 法人運営

- ①評議員候補者及び理事候補者について、事前に理事会で候補者の決議を行うこと。
- ②評議員及び役員を選任について、理事会の提案を受け、評議員は評議員選任・解任委員会で、役員は評議員会で決議を行うこと。
- ③評議員会に提案する内容（日時・場所・議案等）について、事前に理事会で決議を行い、議事録にその記録を残すこと。
- ④役員を選任について、各候補者が欠格事由に該当していないか確認したうえで、選任を行うこと。
- ⑤評議員選任・解任委員会の開催について、運営細則に則り、開催の10日前迄に委員に通知すること。
- ⑥理事長は、定款の規定に基づき、年2回以上職務の執行状況を理事会で報告し、その旨を議事録に明記すること。
- ⑦基本財産は、定款にすべて記載すること。
- ⑧資産について、正確な金額を登記すること。

II 事業

(社会福祉事業に関すること)

- ①社会福祉事業を行うのに直接必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合、その事業の存続に必要な期間の地上権を設定し、かつ登記を行うこと。

III 管理

(会計管理に関すること)

- ①統括会計責任者、会計責任者及び出納職員は、理事長以外から任命し、内部牽制に配慮した体制とすること。
- ②会計責任者は、月次試算表を作成し、翌月20日までに統括会計責任者へ提出すること。また、統括会計責任者は、法人全体の月次試算表を作成し、翌月25日迄に理事長に提出すること。
- ③本部会計における支出が、施設会計のサービス区分間の繰入金で処理されている。会計処理を見直すこと。
- ④仕分伝票のみでなく、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方、取引内容を記載した会計伝票を作成し、会計責任者の承認印又は承認サインを受けること。
- ⑤支出決議書（領収証等）が整備されていない支出（残高証明書交付手数料、預金利息等）について、決算書の支出額と合致するように整備すること。
- ⑥司法書士に対する報酬について、源泉徴収税額を含めた金額の支出伝票を作成すること。
- ⑦寄附金品を受け入れた場合は、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書で寄附の目的を明らかにしたうえで、理事長の承認を受けること。